

静岡県告示第374号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月2日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯ヶ野松崎線	賀茂郡松崎町池代字櫻69番の2地先から 賀茂郡松崎町池代字櫻68番の3まで	令和3年4月2日

=====

静岡県告示第375号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月2日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
469号	御殿場市中畑字八町地40番の1から 御殿場市茱萸沢字紺屋ゾウリ681番の21まで	令和3年4月10日 午後4時

=====

静岡県告示第376号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月2日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
御殿場箱根線	御殿場市茱萸沢字野添道端332番の2から 御殿場市茱萸沢字大橋347番の4まで	令和3年4月10日

=====

静岡県告示第377号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月2日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
仁杉柴怒田線	御殿場市仁杉字岩ノ上732番の17から 御殿場市仁杉字藤原624番の1まで	令和3年4月10日 午後4時